

役員等報酬規程

社会福祉法人 サルビア会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人サルビア会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、これを支払わないものとする。

(法定控除)

第4条 報酬の支払いに際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

(報酬の支払い)

第5条 役員及び評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等及び費用は、毎年度末に支払うものとする。

2 報酬等及び費用は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(規定の変更)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を必要とする。

附 則

この規程は、平成29年6月19日より適用する

この規程は、令和4年3月26日より適用する

別表 1

名 称	報 酬	備 考
理事会出席報酬等	5,000 円	
評議員会出席報酬等	5,000 円	
理事長業務報酬等	5,000 円	
役員及び評議員業務報酬等	5,000 円	
監事監査指導報酬等	5,000 円	
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,000 円	
苦情第三者委員会等	無	